

# 知っ得 なっとく

2018.5  
No.198

5月  
は消費者月間！  
弁護士相談会を実施します。

## 【重点目標・達成目標】

- 学校** ☆小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育の推進  
☆大学・専門学校における消費者教育の推進  
○学校における消費者教育のための教材の提供、授業モデルの提案を行う  
○消費者教育コーディネーターの学校訪問等により全市立学校における消費者教育を推進する
- 地域** ☆地域における消費者教育の推進  
☆情報化の進展に対応した消費者教育の推進  
☆地域の見守り主体となる人材の育成  
○高齢者の出前講座への参加を増やす
- 家庭** ☆消費者市民社会の構築・倫理的消費の実践  
○市民アンケートで倫理的消費行動実施者を90%以上とする(平成28年度 買物袋持参84.1%)
- 職場** ☆消費者市民社会の構築(社会活動や地域活動を行う事業者を増やす)

NEW

NEW

## 「地域づくり」・「人づくり」のための行政体制の強化

### 【重点課題】

消費者被害の未然防止・拡大防止のための環境づくりと相談・支援の質の向上

### 【重点目標・達成目標】

- ☆「地域づくり」・「人づくり」を行うための組織体制の強化
- ☆消費生活センターの認知度の向上  
○市民アンケートで消費生活センターの認知度を80%以上とする
- ☆有資格相談員による質の高い相談  
○相談員全員を国家資格有資格者(みなされる者)とする(現在全員有資格者)  
○消費生活相談の相談員によるあっせん解決率を90%以上とする
- ☆相談の質の向上のための研修参加
- ☆事業者への働きかけ  
○悪質事業者の行政指導に向け、国・県との連携を強化する

※本計画に関する詳細は広島市ホームページをご覧ください。

## 平成30年度 広島市消費者月間事業

## 消費生活弁護士相談会を開催します！

弁護士が、消費生活上のトラブルについて、来所、電話による相談に応じます！

5月19日(土曜日)

当日相談用電話

082-222-8337

- 会場** 広島市消費生活センター研修室  
(アクア広島センター街9階)
- 時間** 10:00~16:00
- 共催** NPO法人消費者ネット広島
- 協賛** 広島弁護士会

予約不要  
相談無料

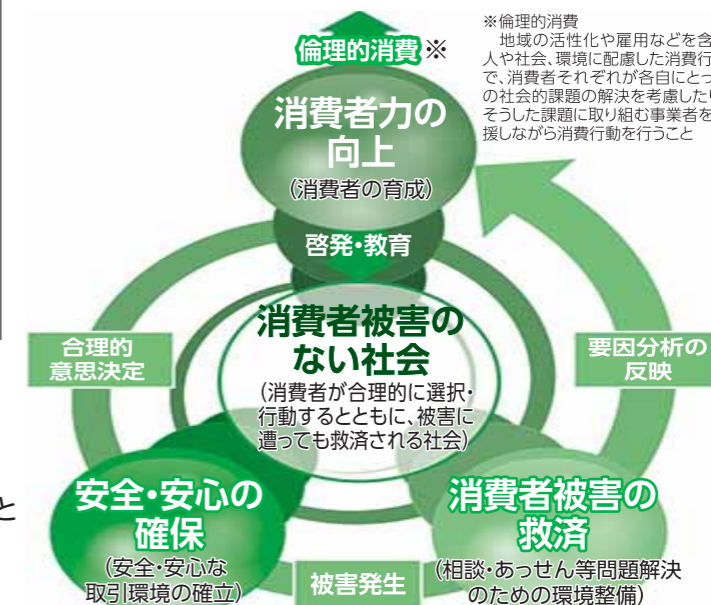


## 第2次広島市消費生活基本計画を策定しました！



テーマ  
消費者が主役となる  
社会の形成  
～ 消費者被害のない社会と  
消費者市民社会の  
構築を目指して～

消費者市民社会  
(公正で持続可能な社会の形成のために  
積極的に消費者が関与する社会)



## 消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています！



広島市消費生活センター  
TEL082-225-3300  
(消費生活相談用)  
●受付時間/10:00~19:00  
●火曜日と12月29日~1月3日は休み



広島市ホームページ  
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

暮らし・手続き 消費生活

## 700MHz(メガヘルツ)利用推進協会からのお知らせ

新たな携帯電話用周波数の利用開始に伴い、テレビ映像に影響が出る可能性のある方に、アンテナ機器の調査をさせて頂くため、お宅へお伺いする内容のチラシを配布しています。調査・工事に際し、費用は一切かかりません。なおこの調査を騙った詐欺行為等が発生しています。ご不明な点がありましたら、以下のコールセンターにお問い合わせ下さい。

「700MHzテレビ受信障害対策コールセンター」  
0120-700-012 / 050-3786-0700(IP電話等)  
(受付時間9時~22時)(年中無休)